

外国子会社から受ける配当等の益金不算入等に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	.	.	法人名	()
----------------------	---	---	-----	-----

別表八(二)

令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

外 国 子 会 社 の 名 称 等	名 称	1				
	本店の 所在地 又は事務 主所	国 名 又 は 地 域 名	2			
	所	在 地	3			
	主たる事業	4				
	発行済株式等の保有割合	5	%	%	%	%
	発行済株式等の通算保有割合	6	%	%	%	%
	支払義務確定日	7	・	・	・	・
	支払義務確定日までの保有期間	8				
	剰余金の配当等の額	9	() 円	() 円	() 円	() 円
	(9)の剰余金の配当等の額に係る外国源泉税等の額	10	() 円	() 円	() 円	() 円
	法第23条の2第2項第1号に掲げる剰余金の配当等の額の該当の有無	11	有・無	有・無	有・無	有・無
	益等 金の 不額 算の 入計 算対象 となら ない 損 金 算 入 配 当	法第23条の2第3項又は第4項の適用の有無	12	有・無	有・無	有・無
	損当 金等 算の 入額 対の 応計 受算 取配	(9)の元本である株式又は出資の総数 又は総額につき外国子会社により 支払われた剰余金の配当等の額	13	() 円	() 円	() 円
		(13)のうち外国子会社の所得の金額の 計算上損金の額に算入された金額	14	() 円	() 円	() 円
		損金算入対応受取配当等の額 $(9) \times \frac{(14)}{(13)}$	15	() 円	() 円	() 円
		益金不算入の対象とならない損金算入配当等の額 (9)又は(15))	16	() 円	() 円	() 円
		(16)に対応する外国源泉税等の額 $((10) \text{又は}(10) \times \frac{(14)}{(13)})$	17	() 円	() 円	() 円
	剰余金の配当等の額に係る費用相当額 $((9) - (16)) \times 5\%$	18				
	額	法第23条の2の規定により益金不算入とされる 剰余金の配当等の額 $(9) - (16) - (18)$	19			
	等	措置法第66条の8第2項若しくは第8項又は令和 2年旧措置法第68条の92第2項若しくは第9項の規 定により益金不算入とされる剰余金の配当等の額 (別表十七(三の七)「23」+「24」)	20			
	の	(16)のうち措置法第66条の8第3項若しくは第9項 又は令和2年旧措置法第68条の92第3項若しくは第10項 の規定により益金不算入とされる損金算入配当等の額 (別表十七(三の七)「25」)	21			
	計	(9)のうち益金不算入とされる剰余金の配当等の額 $(19) + (20) + (21)$	22			
	算	法第39条の2の規定により損金不算入とされる 外 国 源 泉 税 等 の 額 $(10) - (17)$	23			
		(23)のうち措置法第66条の8第14項又は令和 2年旧措置法第68条の92第16項の規定により損 金不算入の対象外とされる外国源泉税等の額 (別表十七(三の七)「28」)	24			
		(10)のうち損金不算入とされる外国源泉税等の額 $(23) - (24)$ (マイナスの場合は0)	25			
		益金不算入とされる剰余金の配当等の額の合計 (22)欄の合計)	26			円
		損金不算入とされる外国源泉税等の額の合計 (25)欄の合計)	27			